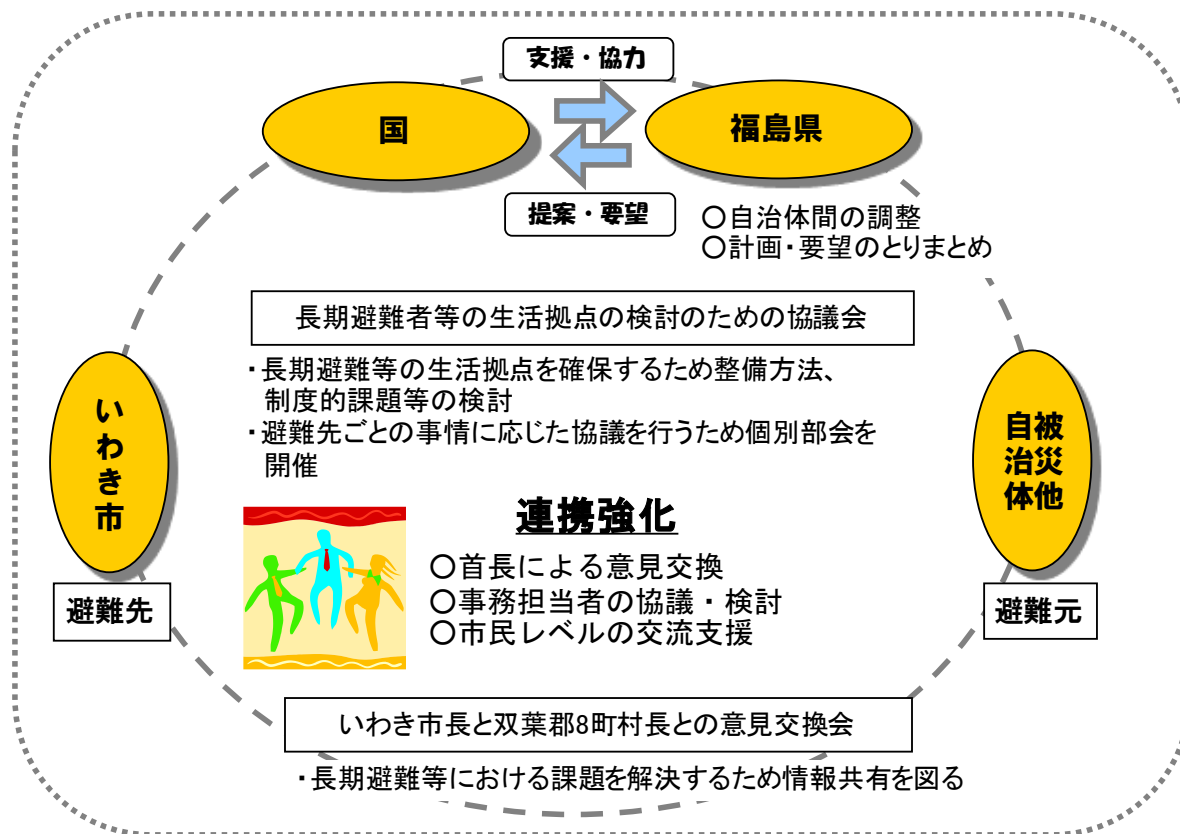


9 被災他自治体との連携強化プロジェクト

1 被災他自治体との連携強化に向けた全体方針

- 復興公営住宅建設に関係する情報の提供を行うなど国・県・関係自治体と連携を図りながら、双葉郡をはじめ市外から本市へ避難している方に対し、適切な支援に取り組みます。
- 原発避難者特例法に基づく行政サービスの提供に取り組みます。
- 本市における町外コミュニティの整備に際しては、避難者の方々同士の絆の維持とともに周辺地域の市民の皆様との良好な関係構築を目指し、県と共同してハード・ソフト両面で地域全体の活性化に寄与する施策実現を図ります。
- 関係する自治体の首長が参加する会議を開催し、被災他自治体との連携強化を図ります。



本市へ避難している方への適切な支援

- 原発避難者特例法に基づき、避難元自治体で処理することが困難な行政サービスを適切に提供する。
- 本市へ避難している方が、ふるさとに帰れる日まで市内で安心して生活できるよう、できる限り支援する。



2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・原発避難者特例法の制定	H23. 8. 12 公布
	・原子力災害からの福島復興再生協議会の設置	福島復興再生特別措置法
	・避難者受入自治体の支援を明示	福島復興再生基本方針
	・コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の創設及び避難者受入れ経費への財政措置の見直しを明示	H25. 6. 9
県	・いわきエリア（双葉エリアとの連携協力体制を進める）	県復興計画
	・事務担当者会議を開催し、市町村間の調整を行う	
	・長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の設置	H24. 9. 22
	・長期避難者等の生活拠点の検討のための個別協議の設置	H25. 6. 23
	・コミュニティ研究会の設置	H25. 7. 24
	・原発避難者向け復興公営住宅の整備	H25. 11 着工（小名浜・常磐地区）（以後、随時着工）
市	・本市に避難してきている人への適切な行政サービスの提供	柱 1
	・被災自治体との連携推進	柱 1
	・双葉郡 8 町村との意見交換の実施	
	・双葉郡 8 町村の出張所の設置に係る場所の提供	
	・コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）に係る生活拠点形成事業計画を県と共同で作成	H25. 8 国へ第 1 回提出（以後、随時提出）
	・双葉郡 8 町村との国への合同要望の実施	H26. 6. 30



首相官邸で行われた双葉郡 8 町村（双葉地方町村会）との合同要望（平成 26 年 6 月 30 日実施）

